二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(一)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十七号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月七日

経済産業大臣　茂木　敏充

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七号イ中「二グラム」を「三グラム」に改め、同号ロ中「六千立方センチメートル」を「一万四千立方センチメートル」に、「二万九百二十ジュール」を「四万八千ジュール」に、「百グラム」を「五百二グラム」に改める。

第二十八号イ中「二グラム」を「二・五グラム」に改め、同号ロ中「六千立方センチメートル」を「一万四千立方センチメートル」に、「二万九百二十ジュール」を「四万八千ジュール」に、「百グラム」を「五百二グラム」に改める。

第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であって、次の要件を満たすもの。

イ　爆薬の量が〇・〇〇四グラム以下であること。

ロ　電気点火により、ガスを発生させる構造であること。

ハ　爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。

ニ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ　内部の爆薬が容易に取り出せない構造であること。

附　則

この告示は平成二十六年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第百九十号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・九パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附則第三項の表利率欄中「一・一パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十六年二月十三日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○防衛省告示第三十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年三月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　その他　自衛艦七隻、航空機三機

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年三月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月二十四日から同月二十八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　その他　自衛艦六隻、航空機二機

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三五度三九分四九秒　東経一三五度二分一一秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　その他　自衛艦八隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。